

女川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 9,698	千円 5,873,053	千円 162,229	千円 1,107,396	% 18.9	% 19.2

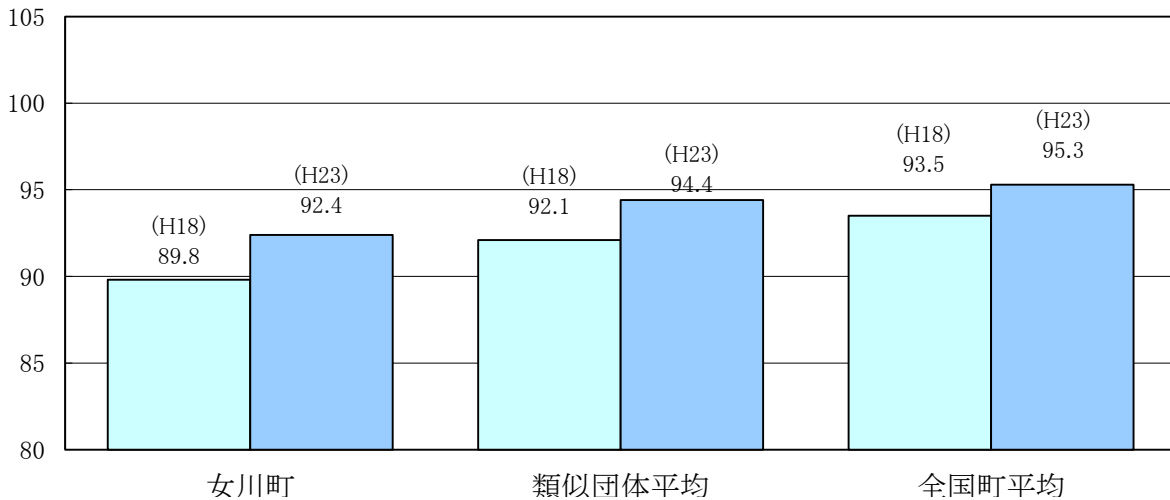
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 138	千円 440,405	千円 77,485	千円 166,643	千円 684,533	千円 4,960	千円 5,567

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
22年度	円 -	円 -	円 (- %)	% -	% -	% -

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
22年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (22年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (23年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
女川町	41.4 歳	300,400 円	343,500 円	328,100 円
宮城県	42.8 歳	343,936 円	440,213 円	379,909 円
国	42.3 歳	327,205 円	---	397,723 円
類似団体	43.3 歳	320,005 円	369,823 円	345,856 円

②技能労務職

区分	公務員					対応する民間 の類似職種	民間		参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)		平均年齢	平均給与月額 (B)	
女川町	47.8 歳	18 人	249,100 円	277,600 円	267,300 円	---	---	---	---
うち運転技術員	52.3 歳	1 人	298,400 円	— 円	319,600 円	運転技術員	54.7 歳	254,000 円	
うち業務員	55.8 歳	3 人	264,000 円	— 円	320,440 円	業務員	53.8 歳	209,700 円	
うち調理員	39.8 歳	4 人	238,300 円	— 円	296,804 円	調理員	39.9 歳	238,500 円	
うち技能員	47.8 歳	2 人	270,600 円	— 円	291,782 円	技能員	— 歳	— 円	
うちその他	48.3 歳	8 人	237,300 円	— 円	317,172 円	その他	— 歳	— 円	
宮城県	49.5 歳	257 人	332,110 円	399,600 円	396,217 円	---	---	---	---
国	39.5 歳	3,689 人	283,862 円	— 円	321,662 円	---	---	---	---
類似団体	歳	人	円	円	円	---	---	---	---

(2) 職員の初任給の状況 (23年4月1日現在)

区分	女川町	宮城県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	141,900 円	---
	中学卒	121,600 円	125,400 円	---

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (23年4月1日現在)

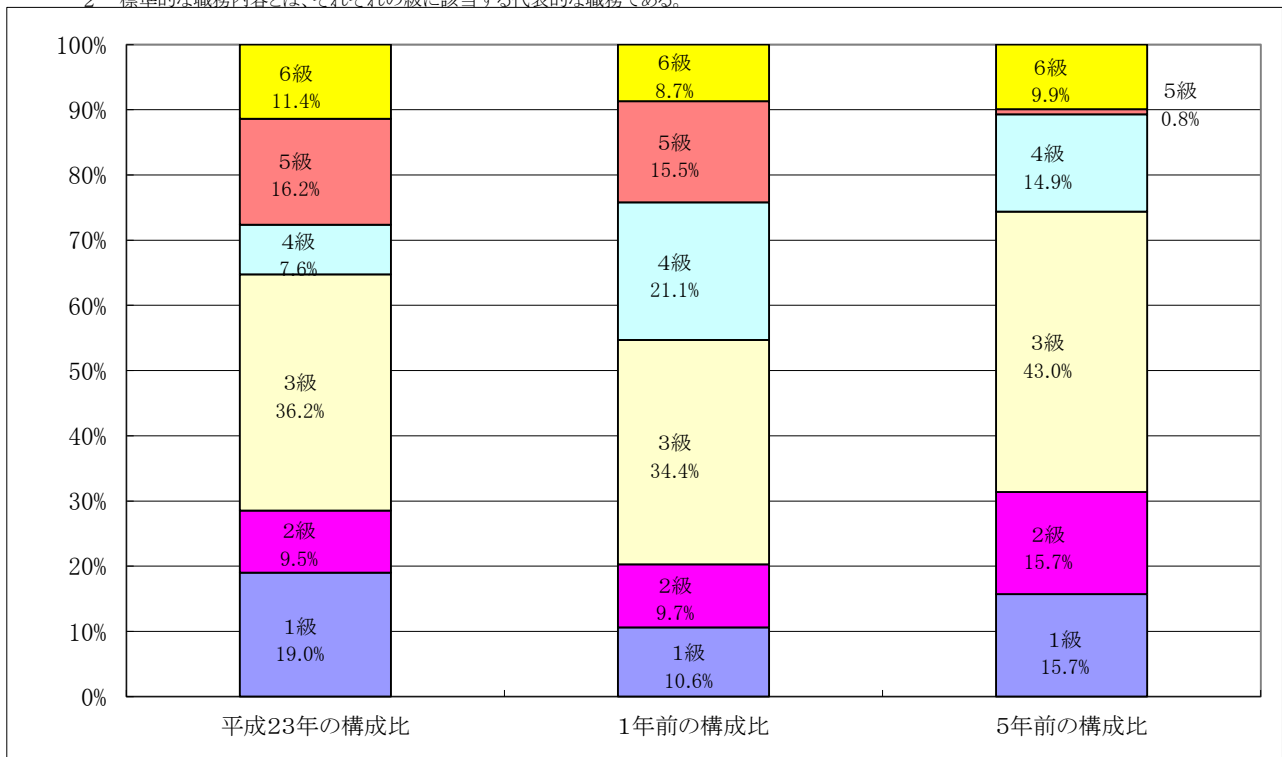
区 分	学 歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	253,200 円	292,800 円	326,000 円
	高 校 卒	224,800 円	275,800 円	307,600 円
技能労務職	高 校 卒	212,700 円	- 円	243,900 円
	中 学 卒	182,400 円	- 円	217,100 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (23年4月1日現在)

区 分	標 準 的 な 職 務 内 容	職員数	構 成 比
6 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	12 人	11.4 %
5 級	課長、参事の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	17 人	16.2 %
4 級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	8 人	7.6 %
3 級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	38 人	36.2 %
2 級	専門的な知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	10 人	9.5 %
1 級	主事、書記、技師、保育士、保健師、看護師、准看護師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、主任介護支援専門員、支援相談員又は社会教育主事の職務	20 人	19.0 %

- (注) 1 女川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。
2 昇給への勤務成績の反映状況 能力と業績の両要素を総合的に評価を実施し、その評価結果に基づき、昇給区分を決定。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

女 川 町	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,235 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,691 千円	---
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15% 管理者加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15% 管理者加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

- ・地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として勤務実績の評定を実施。
- ・勤務実績・能力態度を総合的に評価し、成績率を決定。

(2) 退職手当 (23年4月1日現在)

女 川 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.5 月分 30.55 月分	勤続20年 23.5 月分 30.55 月分
勤続25年 33.5 月分 41.34 月分	勤続25年 33.5 月分 41.34 月分
勤続35年 47.5 月分 59.28 月分	勤続35年 47.5 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置 2～20%)	その他の加算措置
1人当たり平均支給額 1,810 千円 25,673 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 制度なし

(4) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)			7,200 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)			7,200 円
職員全体に占める手当支給職員の割合			0.72 %
手当の種類 (手当数)			
手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左 記 職 員 に 対 す る 支 給 単 価
防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症が発生又は発生する恐れがある場合における業務	1日につき1,000円
旅行死亡人取扱手当	右記業務に従事した職員	旅行死亡取扱業務	1日につき3,000円
火葬業務手当	右記業務に従事した職員	火葬業務	1回につき1,500円
医療業務手当	医師のうち院長	医療業務	1月につき600,000円
	医師のうち副院長	医療業務	1月につき500,000円
	医師のうち所長又は診療部長	医療業務	1月につき400,000円
	医師のうち科長	医療業務	1月につき350,000円
	医師のうち医長	医療業務	1月につき300,000円
	医師	医療業務	1月につき250,000円
研究手当	医師	医学研究業務	1月につき200,000円
危険手当	放射線技師	放射線業務	1月につき6,000円
	薬剤師	薬剤業務	1月につき4,000円
	臨床検査技師	臨床検査業務	1月につき3,000円
往診手当	右記業務に従事した医師	往診業務	1回につき往診料の 50/100
	右記業務に従事した職員	往診業務	1回につき往診料の 10/100
拘束手当	夜間又は休日等において救急患者に対応するため拘束を命令された看護師等	看護等業務	1回につき1,000円
夜間看護等手当	保健師、看護師、准看護師、介護福祉士及び介護員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	勤務時間が深夜の全部を含む勤務の場合 6,800円
			深夜における勤務時間が4時間以上の場合 3,300円
			深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合 2,900円
			深夜における勤務時間が2時間未満の場合 2,000円
看護等手当	保健師、看護師、准看護師、及び介護福祉士	病院、老人保健施設及び訪問看護ステーションに勤務する者	1月につき
			保健師 5,000円
			看護師 5,000円
			准看護師 3,000円 介護福祉士 5,000円
治験手当	医師、薬剤師	病院での治験業務	医師 治験1契約につき 治験受託料の45%÷実施者数 薬剤師 治験1契約につき 治験受託料の5%÷実施者数
派遣診療業務手当	医師	離島診療所における派遣診療業務	・勤務時間が3時間以内の場合 10,000円 ・勤務時間が3時間を越える場合 20,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	22,915 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	166 千円
支給実績 (21年度決算)	24,304 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	170 千円

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ※ 配偶者がいない場合そのうち 1人については 11,000円 ※ 扶養親族である子のうち、満 15歳に達する日以後の最初の4 月1日から満22歳に達する以後 3月31日までの間にある子1人 につき5,000円加算	同	—	16,312 千円	236,400 円
住居手当	1 借家、借間に居住している職員 ア 月額12,000円を超えて23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃から12,000円を控除した額 イ 月額23,000円を超える家賃を 支払っている職員 家賃から23,000円を控除した額 の1/2(その控除した額の1/2が 16,000円を超えるときは16,000 円)に11,000円を加算した額	同	—	6,415 千円	291,600 円
通勤手当	1 交通機関等利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額 2 自動車等使用者 ア 普通自動車 片道使用距離により 2,000円～24,500円 イ 普通自動車以外 片道使用距離により 2,000円～55,000円	同	—	6,754 千円	78,257 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づき、規則で定める基準に従い支給する。	—	—	9,282 千円	714,000 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に、その勤務1回につき4,200円を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき2,100円を支給する。	—	—	3,072 千円	96,000 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に規則で定める基準に従い支給する。	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命じられた職員に条例で定める額を支給する。	—	—	— 千円	— 円
管理職特別勤務手当	管理職にある職員が緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合規則で定める基準に従い支給する。	—	—	— 千円	— 円

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	871,000 円 (- 円)	(参考) 類似団体における最高 / 最低額 870,000 円 / 523,000 円	
	議 長	318,000 円 (- 円)	355,000 円 / 198,000 円	
報 酬	副 議 長	257,000 円 (- 円)	320,000 円 / 164,900 円	
	議 員	240,000 円 (- 円)	301,000 円 / 131,000 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長 収 入 役	(22年度支給割合) 3.10 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(22年度支給割合) 3.10 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方法) 給料月額×在職月数×0.44	(1期の手当額) 18,395,520	(支給時期) (支給時期) 任期毎
	副 市 町 村 長 収 入 役 備 考	" × " × 0.26 - -	8,149,440 - -	" " -

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

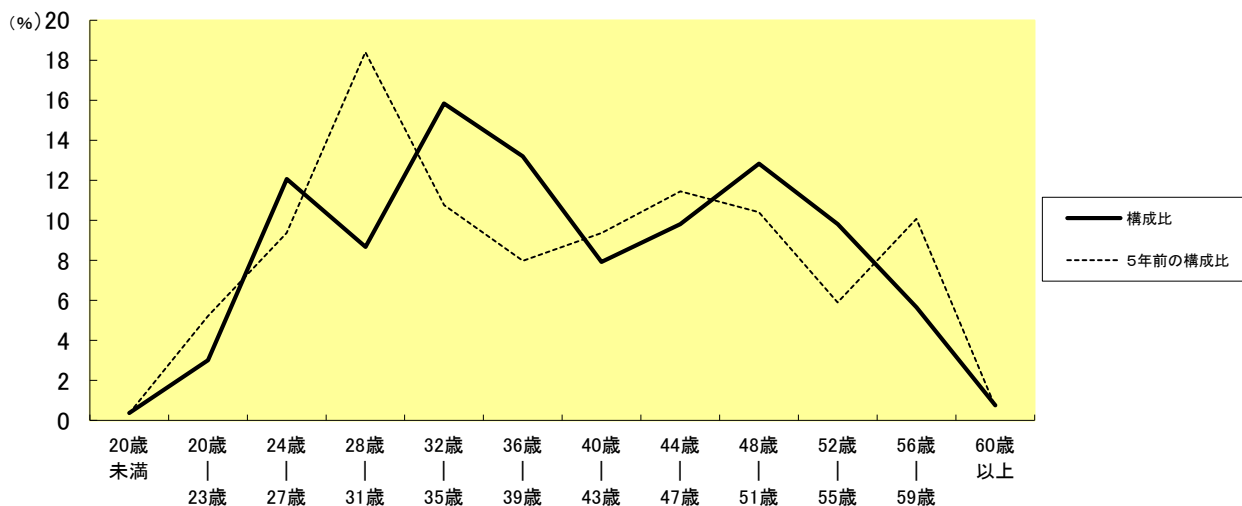
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	一 般 行 政	一 般 行 政 (下記を除く)	平成23年	平成22年		
普 通 会 部 門	一 般 行 政	一般行政 (下記を除く)	66	69	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 126.83 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 97.71 人)
	一 般 行 政	福祉関係	50	50	0	
	計	計	116	119	△ 3	
部 門	教 育 部 門	教育部門	22	24	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 142.30 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 121.26 人)
	消 防 部 門	消防部門	0	0	0	
小 計	小 計	小 計	138	143	△ 5	
会 公 営 企 業 部 門 等	公 営 企 業 等 会 計 部 門	公営企業等会計部門	127	131	△ 4	
	小 計	小 計	127	131	△ 4	
合 計	合 計	合 計	265 [322]	274 [322]	△ 9 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 273.25 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	1人	8人	32人	23人	42人	35人	21人	26人	34人	26人	15人	2人	265人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	127	125	119	119	119	116	△ 11 (△0.91%)
教育	28	28	25	25	24	22	△ 6 (△0.79%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 ()
普通会計	155	153	144	144	143	138	△ 17 (△0.89%)
公営企業等会計	134	134	134	131	131	127	△ 7 (△0.95%)
総合計	289	287	278	275	274	265	△ 24 (△0.92%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に占める 職員給与費率
22年度	千円 176,258	千円 △ 15,080	千円 52,484	% 29.8	% 29.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 8	千円 27,400	千円 4,647	千円 9,434	千円 41,481	千円 5,185	千円 6,443

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
女川町	41.6 歳	298,187 円	396,458 円
団体平均	45.6 歳	370,362 円	564,094 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

女川町	一般行政職
1人当たり平均支給額(22年度) 1,179 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,367 千円
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (23年4月1日現在)

女川町	一般行政職
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.5 月分 30.55 月分	勤続20年 23.5 月分 30.55 月分
勤続25年 33.5 月分 41.34 月分	勤続25年 33.5 月分 41.34 月分
勤続35年 47.5 月分 59.28 月分	勤続35年 47.5 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置	その他の加算措置
(定年前早期退職特別措置 2～20%)	(定年前早期退職特別措置 2～20%)
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円	1人当たり平均支給額 1,810 千円 25,673 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

オ 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	1,858 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	232 千円
支給実績 (21年度決算)	1,468 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	183 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 ※ 配偶者がいない場合そのうち 1人については 11,000円 ※ 扶養親族である子のうち、満 15歳に達する日以後の最初の4 月1日から満22歳に達する以後 3月31日までの間にある子1人 につき5,000円加算	同	—	1,226 千円	175,142 円
住居手当	1 借家、借間に居住している職員 ア 月額12,000円を超えて 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃から12,000円を控除した額 イ 月額23,000円を超える家賃を 支払っている職員 家賃から23,000円を控除した額 の1/2(その控除した額の1/2が 16,000円を超えるときは16,000 円)に11,000円を加算した額	同	—	954 千円	318,000 円
通勤手当	1 交通機関等利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額 2 自動車等使用者 ア 普通自動車 片道使用距離により 2,000円～24,500円 イ 普通自動車以外 片道使用距離により	同	—	382 千円	76,400 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づき、規則で定める基準に従い支給する。	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に、その勤務1回につき4,200円を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき2,000円を支給する。	異なる	勤務時間が5時間以内場合の支給額	227 千円	28,375 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に規則で定める基準に従い支給する。	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命じられた職員に条例で定める額を支給する。	—	—	— 千円	— 円
管理職特別勤務手当	管理職にある職員が緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合規則で定める基準に従い支給する。	—	—	— 千円	— 円